

指摘事項

訪問介護

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（令和3年4月1日施行）

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

◎根拠条文

「処遇改善通知」

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和6年3月15日老発0315第2号)

☆秘密保持等

- 従業者に対する秘密保持の誓約書がない者がいたので、徴取すること。
(条例第34条、1号事業要綱第32条)

☆介護職員等処遇改善加算

■介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰにおいて定める介護職員任用の際の職位、職責、職務内容等については、それに応じた賃金体系について明文化すること。（処遇改善通知 3(1)③（キャリアパス要件Ⅰ）一、二、三）

（キャリアパス要件Ⅰ）

次の一から三までを満たすこと。

一 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

二 イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

三 イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

☆介護職員等処遇改善加算

■介護職員等処遇改善加算について、介護職員の資質の向上の支援に関する計画が策定されていないため、早急に作成しその内容を全ての介護職員に周知すること。（処遇改善通知 3(1)④（キャリアパス要件Ⅱ）一、二）

（キャリアパス要件Ⅱ）次の一及び二を満たすこと。

一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JTT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての介護職員に周知していること。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、**職員ごと**に個別の研修計画に研修の内容、実施時期を記載すること。

(老企第36号 第2の2(14))

特定事業所加算を算定する場合、**訪問介護員等及びサービス提供責任者ごと**について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定する必要があります。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、定期的な会議を開催した際は、その概要を記録しておくこと。(老企第36号 第2の2(14))

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」を定期的(1月に1回以上)に開催し、その概要を記録する必要があります。
- ・当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護職員等のすべてが参加するものでなければなりません。実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。

☆特定事業所加算

■特定事業所加算について、算定の根拠となる職員の勤続年数の割合のわかる書類を整備しておくこと。(老企第36号 第2の2(14))

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数のことで、当該事業所での勤務年数に加え同一法人等の経営する他の介護サービス事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

割合については、前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績について常勤換算方法を用いて算出してください。